

令和5年度

# 新婚生活を応援します！

(東庄町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用等)の支援を行います。



どのような世帯が対象なの？

次の①～②の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯



どのような費用が対象なの？



新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③ 新居のリフォーム費用
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、29歳以下の世帯(ご夫婦の所得を合わせて500万円未満※)は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり上限60万円

39歳以下の世帯(ご夫婦の所得をあわせて500万円未満※)は上限30万円

39歳以下(所得要件なし)の世帯は上限15万円です。



※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

# 新婚生活を応援

～補助金申請の流れ～

最大60万円  
を補助



婚姻届を提出後、次の書類を東庄町役場 2階13番窓口 へ提出してください

必要書類	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書 または 婚姻後の戸籍謄本 ※ <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し ※ <input type="checkbox"/> 所得証明書 または 非課税証明書 ※ <input type="checkbox"/> 納税証明書 ※ <input type="checkbox"/> 売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書、領収書などの写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(支給を受けている方) ※婚姻を機に住宅を貸借したときのみ
引越費用を申請される方	<input type="checkbox"/> 引っ越し費用の領収書の写し
貸与型奨学金の返済がある方	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し
結婚を機に離職された方	<input type="checkbox"/> 離職票の写し または 退職証明書など離職したことがわかる書類の写し

※町に住民登録がある方は、申請書の同意及び確認の欄に署名・押印することにより、省略可

町が提出の書類を確認し、  
補助金交付決定書を送付

決定書に同封の「補助金交付請求書」に  
口座情報などを記入し提出する

指定の口座へ振り込み



お問い合わせ  
東庄町 総務課 企画財政係  
☎0478-86-6084